

# 「山形県立米沢興譲館高等学校いじめ防止基本方針」

## 1 はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として、いじめ防止等の方針を策定し、それに取り組む。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じ方しだいでは、いじめに該当することがある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。

## 3 いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員は次のような姿勢でいじめ防止に取り組む。

- ① いじめについて、教職員全員が共通理解を図る。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- ③ 生徒・保護者と、いじめについての認識を共有する。
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめ防止に向け、生徒には次のような力を培う。また、そのために、以下のような取り組みを行う。

### ① 培う力

- ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
- イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
- ウ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。
- エ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。

オ 自己有用感、自己肯定感。

② 取組み内容

ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を展開する。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ボランティア活動や社会貢献活動などを推進する。

ウ 学級や学年、部活動等での居場所づくりや仲間との絆づくりを推進する。

エ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

オ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を提供する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に関する取組みを行う。

① 構成

ア 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭

イ 校外関係者：教育振興会代表、スクールカウンセラー  
(必要に応じて会議等に参加する)

② 取組み内容（役割）

ア 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

(4) 次のような、生徒の主体的な取組みによって、いじめを防止する。

① 生徒自治会によるいじめ撲滅の宣言

② 生徒自治会いじめ相談箱の設置

③ その他いじめの防止等に資する生徒自治会活動

(5) 家庭・地域との連携し、社会全体で生徒を見守る体制を推進する。

## 4 早期発見のための取組み

(1) 教職員は「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫を重ねる。

① 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さず、教職員相互が情報を共有し、いじめを積極的に認知するよう努める。

② 子どもがいじめについて相談しやすい環境をつくるため、年3回、「いじめ実態調査アンケート」を実施する。

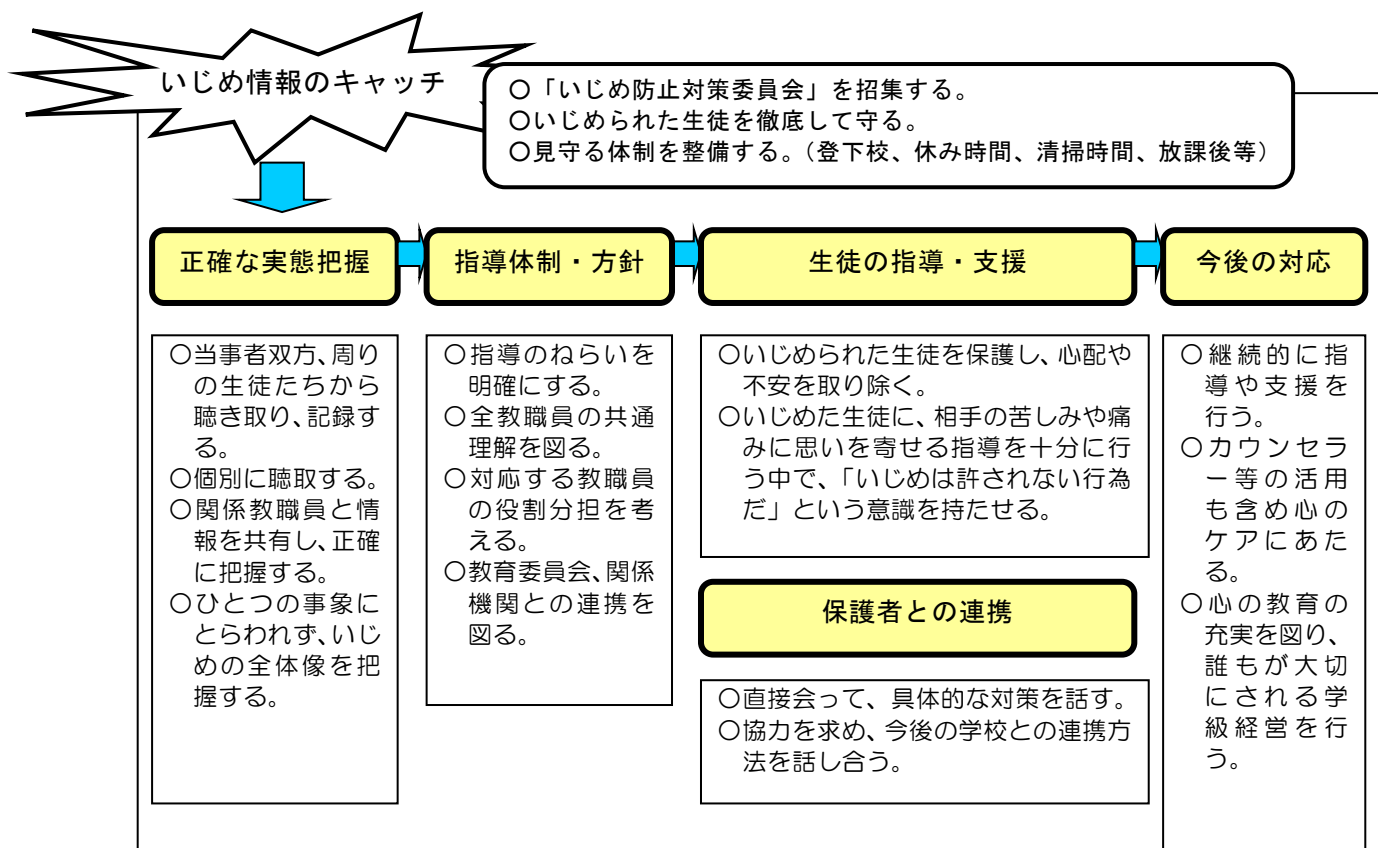
③ 二者面談や保護者面談の機会を充実させ、生徒がいじめられていることを告白しやすい環境づくりに努める。

- ④ 日頃から、学校の相談窓口を周知し、一人で悩まず相談していくことの大切さを訴えていく。
- ⑤ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめを認知した場合、躊躇なく「いじめ防止対策委員会」に報告し、校長のリーダーシップのもと、指導体制・方針等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」においては、被害に遭っている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行う。なお、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。
- ③ いじめ情報の情報をつかんだら次の図をもとに、迅速に対応する。



## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(2) 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認を行う。

## 7 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。当該生徒とは、以下の通りである。

- (1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- (4) 被災生徒

## 8 インターネット上のいじめへの対応

- (1) いじめの未然防止のため「ネット上のいじめ」の実態を理解し、情報モラル教育を推進する。

① ネット上のいじめの定義

ア 「ネット上のいじめ」とは、スマートフォンやパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

イ 「ネット上のいじめ」には、次のような特徴がある。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容

易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

ウ このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組みを行っていく。

## ② ネット上のいじめの類型

ア 「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

- ・ 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」  
特定の生徒の誹謗・中傷を書き込んだり、個人情報を無断で掲載したり、特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行うもの。
- ・ メールでの「ネット上のいじめ」  
特定の子どもに、誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり、「チェーメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり、多くのクラスメイトになりすまして、誹謗・中傷などを行うもの。
- ・ SNSを利用した「ネット上のいじめ」

SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うもの。

## ③ 「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について各家庭で話し合う機会を設けるようはたらきかける。

## ④ 情報モラル教育と具体的内容

ア 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

イ 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

ウ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

## (2) 掲示板等へ書き込みがあった場合の具体的対応例

### ① 書き込み内容や掲載内容の確認

ア 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

イ 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものもある。その

場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

② 掲示板等の管理者に削除依頼

ア 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところから、削除依頼のメールを送信する。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。

イ 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどが無いよう注意する。

③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

ア 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

④ 警察や山形地方法務局への相談

## 9 重大事態への対処

(1) 「重大事態」の意味

① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時

③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 基本的な対処の構造

① 校長は、直ちに県教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、直ちに所轄警察署に通報する。

② 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、県教育委員会において判断する。この調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する

よう努める。

- ③ この調査によって得られた調査結果等の必要な情報は、当該生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。

(3) 重大事態の調査

① 県教育委員会への報告

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ報告する。

② 調査の趣旨及び調査主体

ア この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

イ 調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、県教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県教育委員会が判断する。

③ 調査を行うための組織

ア 学校が調査の主体となる場合、県教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて、必要な指導及び人的措置も含めた支援を得ながら、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

イ 県教育委員会が調査の主体となる場合、県教育委員会が設置する弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成される組織を中心として、調査を実施する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

i いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

ii 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

iii いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

ウ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

i 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保

護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果等については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ④ 調査結果については、県教育委員会を通じて、知事に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の、調査についての所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

### 1 0 点検・評価と不断の見直し

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態を把握し対応したか PDCA サイクルで検証し、改善に取り組む。

### 1 1 その他

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### 〔附 則〕

本方針は、次のとおり制定・改定する。

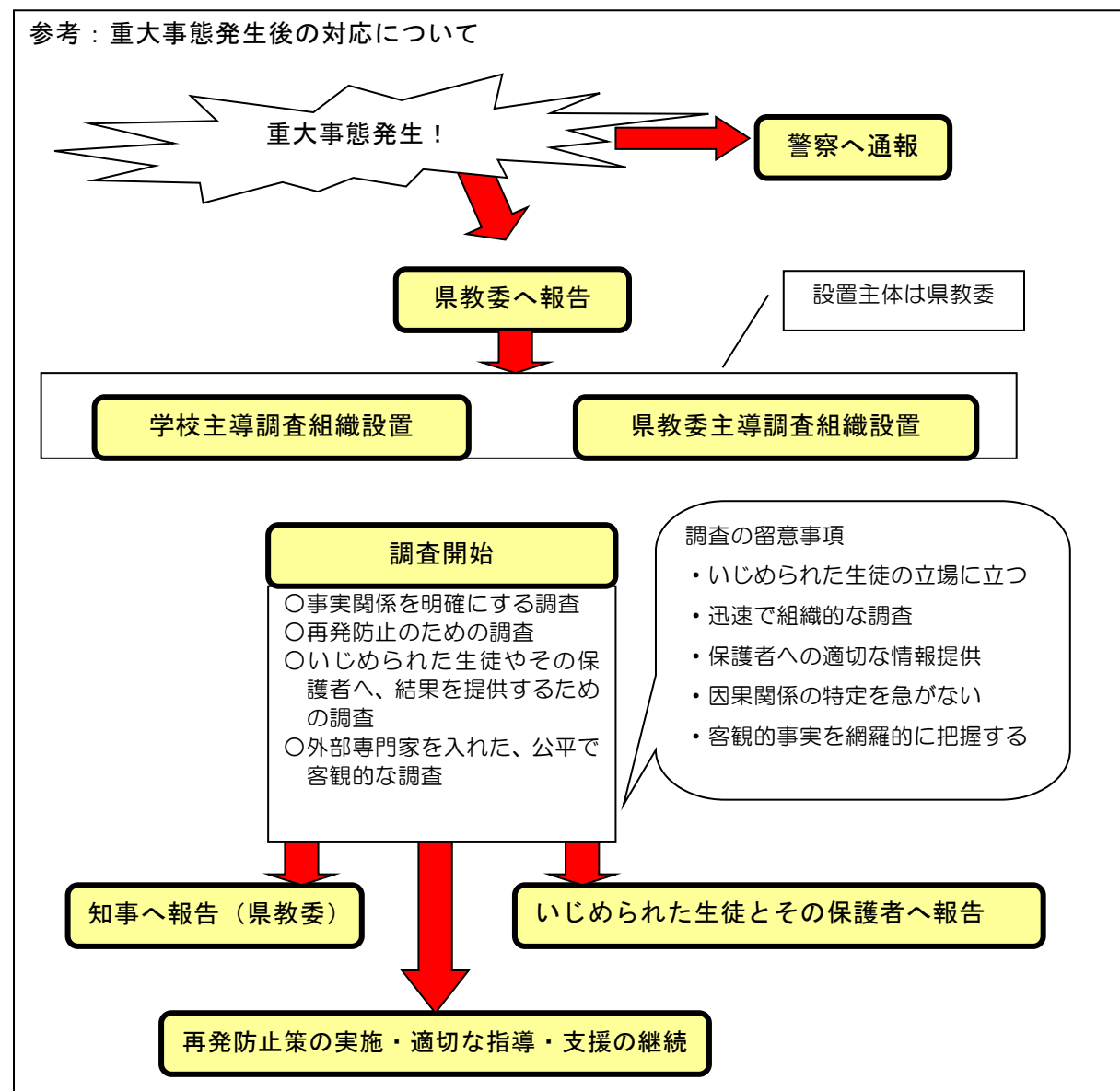
平成 26 年 3 月 21 日 制定

平成 30 年 2 月 6 日 一部改定

令和 3 年 4 月 20 日 一部改定

## 参考資料

### (1) 参考：重大事態発生後の対応について



(2) 参考：自殺の背景における留意事項

参考：自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。